

令和8年度古賀市みらい特派員事業運営支援委託
公募型プロポーザル

【実施要領】

令和8年4月
古賀市

1 プロポーザルの概要

1 趣旨

本業務に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本市は、食品加工団地を核とした産業集積を活かし、宇宙食等をテーマとした取組を関係機関と連携して実施している。こうした取組を通じて、子どもたちが地域産業や先端技術への関心を深め、自らの将来について考える機会の充実が求められている。

市制 30 周年記念事業として、本市の未来を担う中学生を「みらい特派員」に任命し、最先端技術や高度なインフラを支える現場を体験する機会を提供することで、探究心を育み、将来のキャリア形成やまちづくりへの主体的な参画意識を醸成することを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度古賀市みらい特派員事業運営支援委託

(2) 履行場所

古賀市内及び市が指定する場所

(3) 業務内容

「令和 8 年度古賀市みらい特派員事業運営支援委託仕様書（別紙 1）」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。なお、業務内容は本プロポーザルにより選考された受託候補者から技術提案等を受ける中で変更する可能性がある。

(4) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

(5) 提案上限額

2, 706 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、本業務の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すものであり、見積書の金額は、これを超えてはならない。

2 参加資格の要件

1 参加者の要件

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、1 者又は複数の構成員からなる任意に形成されたグループとする。
- (2) グループを構成する場合は、以下の点に留意するものとする。
 - ① グループの構成員で「共同事業体協定書」を締結していること（当該協定書の写しを 1 部、参加申込書に添付すること。）。
 - ② グループ名称を定め事業を統括する代表者（以下「代表事業者」という。）を選任していること。

- ③ 代表事業者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対して連帯してその責を負うこと。
- ④ 代表事業者及び構成員の変更は、原則として不可とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。
- ⑤ グループの構成員は、重複して1者又は他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできないものとする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとするもの（共同事業体の構成員含む）は次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

- (1) 古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和7年・令和8年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿「物品・役務」サービス（イベント）又はその他役務に登録されている者であること。
ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

3 スケジュール

公募実施スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

※提案の件数に応じてプレゼンテーション審査、以降の日程を変更する場合がある。

項目	日時・期限
1 プロポーザル実施の公表	令和8年5月20日（水）
2 質問書及び参加申込書提出期限	令和8年5月28日（木）16時まで（必着）
3 質問回答日	令和8年6月1日（月）までに回答
4 企画提案書等提出期限	令和8年6月5日（金）16時まで（必着）
5 資格審査結果通知	令和8年6月10日（水）までに通知
6 プレゼンテーション審査	令和8年6月12日（金）（予定）
7 受託候補者選考結果通知	令和8年6月19日（金）（予定）

4 提出書類等

1 提出書類

次の(1)～(9)の書類を提出すること。

ただし、(9)はグループの場合のみ提出。

提出書類名	様式
(1) 参加申込書	様式1
(2) 会社概要書	様式2
(3) 業務実績書	様式3
(4) 企画提案書	様式4及び任意様式
(5) 業務実施体制	任意様式
(6) 業務工程表	任意様式
(7) 見積書（積算内訳・積算根拠を含む）	任意様式
(8) 質問書（必要がある場合のみ）	様式5
(9) 共同事業体に関する協定書（グループの場合）	任意様式 （参考様式をホームページに掲載）

※本プロポーザルに関する様式は、古賀市公式ホームページからダウンロードすること。

2 企画提案書の様式等

- ・企画提案書はA4判カラーを基本とし、必要に応じてA3判の折込みを可とする。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・仕様書の業務内容に沿った企画提案書を作成すること。

3 提出期限

(1) 参加申込書 令和8年5月28日（木）16時必着

(2) 企画提案書等 令和8年6月5日（金）16時必着

※提出期間内であれば、再提出及び差替えは可能とする。

4 提出方法

1 (1)～(7)及び(9)で示す提出書類は電子メールにより古賀市経営戦略課へ提出すること。

提出書類は、原則としてPDF形式で提出すること。

なお、データ容量等により電子メールでの提出が困難な場合は、事前に事務局へ相談すること。

5 質疑応答

1 質疑に係る提出様式

質問書（様式5）

2 提出期限

令和8年5月28日（木）16時まで

3 提出方法

電子メールによる ※電話、FAXによる質問には回答できません。

4 提出先

古賀市総務部経営戦略課 メールアドレス：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp

5 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、令和8年6月1日（月）までに電子メールにて行うものとする。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成を進める上で大きな影響を及ぼすと判断した場合は随時回答を行う。

質問書の提出がなかった場合は回答は行わない。

6 受託候補者の選考について

受託候補者の選考は、資格審査、プレゼンテーション審査に分けて実施する。

1 資格審査

- ・事務局において参加資格の要件について審査する。
- ・資格審査の結果は、企画提案書等を提出した全ての者に対し、様式1に記載された担当者の電子メール宛てに令和8年6月10日（水）までに通知する。
- ・資格審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。

2 プレゼンテーション審査

- ・令和8年度古賀市みらい特派員事業運営支援委託公募型プロポーザル選考委員会を設置し、企画提案の内容について総合的に評価する。
- ・実施日：令和8年6月12日（金）（予定）
※該当者には別途メールにて通知
- ・形式：オンライン
※使用するWeb会議システム及び接続方法等は別途通知する。
- ・時間配分：事前準備5分、説明15分、質疑応答10分
※時間は予定のため、前後する場合がある
- ・その他留意事項
 - プレゼンテーション審査は、市において定めた「令和8年度古賀市みらい特派員事業運営支援委託審査基準（別紙2）」（以下、「審査基準」という。）に基づき実施する。
 - 原則として、令和8年6月5日（金）までに提出した企画提案書を用いて説明すること。
 - 説明においては、企画提案書に記載のない新たな提案は行うことができない。
 - 提出した企画提案書以外の資料を使用して説明することはできない。
 - 通信環境等により審査の実施に支障が生じた場合は、市の判断により、審査の中断、再開又は方法の変更を行う場合がある。
 - 提案者側の通信環境等に起因するトラブルについて、市は責任を負わない。

●市は、審査記録作成のため、必要に応じて録画等を行う場合がある。

3 受託候補者選考結果通知

審査の結果については、令和8年6月19日（金）に様式1に記載された担当者にメールにて通知する。

7 契約に関する基本事項

1 契約方法

合計点数の平均が審査基準（別紙2）に定める基準を超えていた者のうち、委員会の審査において各委員の合計点数の平均が最も高かった者を受託候補者とし、契約締結に向け交渉するものとする。また、交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。

2 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

3 契約日

契約日は、令和8年6月下旬を予定する。

4 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、所定の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

5 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

8 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- 2 本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- 3 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- 4 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 5 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- 6 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- 7 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

9 その他の留意事項

- 1 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。
- 2 提出された書類等は、原則として返却しない。
- 3 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- 4 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- 5 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- 6 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市総務部経営戦略課へ連絡すること。
- 7 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
- 8 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

10 問い合わせ先（書類・データ提出先）

古賀市 総務部経営戦略課経営戦略係 吉澤・中田
〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号
E-mail : k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp
電話 : 092-405-0111